

○名寄地区衛生施設事務組合職員の福利厚生事業に関する規則

〔平成19年5月14日〕  
規則第6号

(趣旨)

**第1条** この規則は、名寄地区衛生施設事務組合職員（以下「職員」という。）の相互扶助及び福利厚生  
の増進を目的として実施される事業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(福利厚生事業の委任)

**第2条** 管理者は、地方公務員法（昭和25年法律 261号）第42条に規定する組合の行う福利厚生事業の  
一部を、名寄地区衛生施設事務組合職員福利厚生会（以下「福利厚生会」という。）に委任すること  
ができる。

(福利厚生事業の共同実施)

**第3条** 管理者は、福利厚生事業の一部を福利厚生会と共同で行うことができる。

(交付金)

**第4条** 管理者は、福利厚生会に対し、前2条の事業に要する費用を毎年度予算の範囲内において交付  
することができる。

(交付金の申請)

**第5条** 前条の規定により、福利厚生会が交付金を受けようとするときは、事業計画書、予算書等、必  
要と認められる書類を添付して申請するものとする。

(職員の従事)

**第6条** 管理者は、職員を福利厚生会の事業に従事させることができる。

(財産の利用)

**第7条** 管理者は、組合が管理する財産の一部を福利厚生会の利用に供することができる。

(報告)

**第8条** 福利厚生会は、規約の制定及び改廃並びに前年度の事業報告書及び収支決算書その他管理者が  
必要と認める事項について、速やかに管理者に報告しなければならない。

**附 則** (平成19年5月14日 規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

